

議案第 123 号

伊賀市公民館条例の一部改正について

伊賀市公民館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公民館条例の一部を改正する条例

伊賀市公民館条例（平成 16 年伊賀市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「設置し、別に定める地区に分館を置く」を「設置する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

公民館使用料

(1) いがまち公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
ホール	950 円	1,260 円	1,260 円
会議室他	210 円	210 円	210 円

備考 冷暖房使用料は、使用料の 2 分の 1 の額（10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を加算する。

(2) 阿山公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
会議・工作室 (1 / 3 室)	320 円	420 円	420 円
会議・工作室 (2 / 3 室)	630 円	840 円	840 円

会議・工作室 (1室)	950円	1,260円	1,260円
和室	420円	560円	560円
サークル活動室 (1/3室)	320円	420円	420円
サークル活動室 (2/3室)	630円	840円	840円
サークル活動室 (1室)	950円	1,260円	1,260円
パソコン室	630円	840円	840円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を加算する。

(3) 大山田公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
研修室	630円	840円	840円
会議室	320円	420円	420円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を加算する。

(4) 青山公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
第1講座室 (1階和室)	420円	530円	530円
中ホール(2階)	530円	630円	630円
和室(2階)	210円	210円	210円
第2講座室 (3階洋間)	420円	530円	530円
料理実習室 (3階)	840円	1,050円	1,050円
ロビー(1階)	110円	110円	110円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、伊賀市公民館条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。